

目的と背景

厚労省6年越しの方策・ケアマネ連携コースが実現 ねらいはケアマネジャーとの相互理解

厚生労働省では相談支援専門員とケアマネジャーの連携を推進するため、6年以上前から研修等の方策を講じる議論を行ってきました。背景には、障害分野全体で相談支援の重要性が増すなか、障害者の高齢化対応が大きな課題となってきたことがあります（編集部）。

任意研修の1つとして新設

障害のある人の全般的なケアマネジメントを行う「相談支援専門員」の研修制度には、必須研修と任意研修があります。必須研修は、初任者研修から始まり、現任研修、主任研修とステップアップする形です。任意研修は、専門コース別研修と呼ばれ、障害児支援や権利擁護・成年後見制度など複数の講義が設置されています。今回創設されたケアマネ連携コースは、この専門コース別研修の講義の1つです。講義名は「介護支援専門員との連携・相互理解」と言います。

この通称・ケアマネ連携コースは、初任者・現任・主任研修のすべての段階で受講が可能です。ただし、都道府県によっては実施されないケースがあるので、注意が必要になります。なぜなら、そもそも相談支援専門員研修は都道府県による任意事業だからです。具体的には、都道府県や市町村が地域の実情に応じて行う地域生活支援事業の、都道府県による任意事業の1つに位置付けられています。また、都道府県の任意事業なので実施時期は4月1日以降、随時となります。

なお、今回の創設に当たっては、厚生労働省障害保健福祉部の2022年度予算案に、地域生活支援事業等の内数として予算を計上しています。地域生活支援事業には518億円を計上し、専門コース別研修だけ見ても、「就労支援」コースの創設や「障害児支援」コースの拡充など、さまざまなメニューが盛り込まれています。ケアマネ連携コースの時間数は10.5時間です（表1）。

高齢化に伴う事例が出現

ケアマネ連携コースの狙いは、講義名から想像できる通り、相談支援専門員に対してケアマネとの連携やケアマネの視点の理解を促進することです。ケアマネとの連携やケ

アマネの視点の理解が重要になってきた背景には、障害のある人たちの高齢化があります。たとえば、障害福祉サービスと介護保険サービスの併給や、障害のある人の親が要介護者となるケースが増えています。対応には障害福祉制度と介護保険制度の緊密な連携が必要となり、その際には相談支援専門員とケアマネの連携も重要です。さらに、相談支援専門員とケアマネの両方の資格を持つ人の活躍も期待されています。

実際に相談支援専門員とケアマネの連携が必要になるケースは少なくありません。厚労省が19年度に行った「相談支援専門員と介護支援専門員との連携の推進に関する調査研究事業」の報告書では、特定相談支援事業所において利用者に対して介護保険の利用支援を行ったことのある事業所は約3割となっていることが明らかにされています。支援内容としては、「利用者・家族に対する介護保険制度やサービスの利用方法等についての説明」や

表1 専門コース別研修 2022年度新設・拡充カリキュラム

相談支援専門員研修：講義名	時間数	拡充理由
障害児支援（拡充）	13	相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめを踏まえた対応
権利擁護・成年後見制度	14	—
地域移行・定着、触法	13	—
セルフマネジメント	6.5	—
スーパービジョン・管理・面接技術	6.5	—
意思決定支援	6	—
就労支援（新設）	14	障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会における報告内容を踏まえた対応
介護支援専門員との連携・相互理解（新設）	10.5	社会保障審議会障害者部会報告書や相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめを踏まえた対応

* 2022年3月、障害保健福祉関係主管課長会議資料より